

沖縄県大学図書館協議会旅費・謝金の支給に係る申合せ

(趣旨)

第1条 この申合せは、沖縄県大学図書館協議会（以下「協議会」という。）に係る旅費・謝金の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費・謝金の支給)

第2条 協議会が主催する講演会及び研修会の講師等に対して、旅費・謝金を支出することができる。

(旅費の算定方法)

第3条 旅費の算定は幹事館の教職員に支給する旅費の算定方法に準じるものとする。

(謝金の金額)

第4条 謝金の金額は以下のとおりとする。

- ・開催大学に所属する講師 5,000 円
- ・県内在住の講師 10,000 円
- ・県外在住の講師 20,000 円

附 則

- 1 この申合せは、令和3年11月25日から実施する。
- 2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、講師等の派遣元の規定がある場合は、当該規定により旅費と謝金を支給することができるものとする。